



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

※11/22 より銀座⇒六本木に移転します。

六本木事務所 〒106-0032

東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST

TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

今年の年末調整はココが違う！

ニュース等で報道されていることもあり既にご承知の方が多くいらっしゃると思いますが、子供手当や高校無償化の財源として所得税および住民税にて 16 歳未満のいわゆる年少扶養親族の扶養控除が廃止、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の扶養控除の額が 38 万円へと切り下げられます。施行は平成 23 年からですが、今年の年末調整では、従業員から提出していただく「扶養控除等申告書」が所得税用だけでなく住民税用と兼用になります。このため、提出先の宛名が税務署と市区町村の併記になりました。また、16 歳未満の扶養控除対象とならない扶養親族も下段に別途「住民税に関する事項」として記載欄が設けられています。扶養控除の対象とはならなくても扶養親族には変わりません。ですから 16 歳未満の扶養親族に障害がある場合、扶養控除の対象にはなりません、障害者控除を受けることはできます。

もう一点、今年の年末調整から「認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除」（タイトル長い！）が加わります。昨年 6 月 4 日以降該当する住宅等に転居された方が確定申告を通じて初めて適用されたものが、2 年目を迎えて年末調整の対象になったものです。

この住宅借入金等特別控除に関する書類が提出された場合は、住宅借入金等の年末残高に 1.2% の控除率を乗じた額を所得税額から控除できます。所得額を減額するのではなく、税額を直接減額できるため、結構インパクトが大きいです。

年末調整業務は凶らずも、従業員の個人情報が多く集積されてしまいます。中小企業にとっては、情報や書類の管理にも再検討を行っていただかないでしょうか。

年金型保険二重課税の還付が始まる！

先の報道等でご存知のとおり、平成 22 年 7 月の最高裁判決により、遺族が年金として受取る生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分は所得税の課税対象とならないことが確定しました。

所得税の還付請求権が消滅していない平成 17 年分から平成 21 年分所得税の還付手続きは 10 月 20 日から開始しました。対象となる年分の所得について既に確定申告している方については「更正の請求」の手続きとなります。この請求期限は取扱いの変更を知った日の翌日から 2 月以内です。確定申告をしていない方については「確定申告（還付申告）」の手続きとなります。この場合の提出期限は申告年分の翌年 1 月 1 日から 5 年を経過する日までです。たとえば、平成 17 年分であれば、原則、平成 22 年 12 月末日が期限となります。

それでは、上記期限を超えた年分はどうなるのでしょうか。

法律により還付請求権が消滅している平成 16 年分以前の所得税の還付については、次のように取り扱われます。

- ・平成 12 年分以降平成 16 年分以前のもの・・・特別な還付措置が講じられ、還付対象となります。
- ・平成 11 年以前のもの・・・還付対象とはなりません。

今回の取扱いの変更となる可能性のある方には、生命保険会社等から、国税庁作成のパンフレットと併せて還付手続きに必要な年金情報等が個別に通知されます。これを受けて、ご自身で還付手続きを進める必要があります。ただし、源泉徴収がされていない方や住所変更等により生命保険会社等が現住所を把握していない場合は、通知が届きません。取扱い変更の対象ではないかと思う方は、生命保険会社などに照会すれば、年金情報などが案内されることとなっております。